

# 令和6年度久辺三区まちづくり計画策定業務委託に係るプロポーザル実施要項

## 1 目的

令和6年度久辺三区まちづくり計画策定業務（以下「本業務」という。）は、辺野古区、豊原区及び久志区（以下「久辺三区」という。）のまちづくりを推進するために、久辺三区の現状を的確に把握し、令和4年度に策定した「久辺三区まちづくり計画」（以下「基本計画」という。）において整理した理念や方針を踏まえ、地域の課題解決や魅力向上に資する取組を具体化した上で、事業手法や実施時期等を詳細化した実施計画の策定を行う。また、「令和5年度久辺三区まちづくり計画」で検討した移動手段・買物環境の充実に関する実証計画の見直し及び実証実験の実施並びに効果検証を継続して行うことにより、事業の有効性を検証し、導入の具体的検討を行う。この要項は、本業務の契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するため、その応募手続等について、必要な事項を定めるものである。

## 2 委託業務概要

名 称：令和6年度久辺三区まちづくり計画策定業務委託

履 行 期 間：契約締結日から令和7年3月31日まで

委 託 上 限 額：79,816,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※委託料の上限額を示すもので、契約額を示すものではない。

委託業務内容：別紙仕様書によるものとする。

※本プロポーザルは、本業務が補助事業として採択される前の手続きであり、事業採択を前提とした事前準備であるため、本業務に係る補助金申請が不採択となった場合は、契約を締結しないものとする。

## 3 参加資格

参加資格を有する者（共同企業体等の場合は、構成員全員とする。）は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。なお、企画提案書類提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- (5) 名護市指名停止等事務処理要綱（平成20年告示第93号）に基づく指名停止措置を契約予定日までの間、受けていない者であること。
- (6) 個人又は法人及びその法人の代表者が、国税、沖縄県の法人事業税及び名護市税（①市県民税（特別徴収・普通徴収）②法人市民税③固定資産税）を滞納していないこと。
- (7) 共同企業体に係る留意点

- ① 共同企業体とは令和6年度久辺三区まちづくり計画策定業務委託共同企業体協定書（以下「協定書」という。）に基づき、本件委託業務をその構成員が共同で行うものである。
- ② 共同企業体として申請する場合は、参加表明書と一緒に協定書を提出し、記載された事項を、構成員相互で遵守し、本件委託業務を適正に履行すること。
- ③ 申請代表者を定めること。（上記提出書類と一緒に共同企業体構成員の当該企業体を代表する法人への申請手続に係る委任状を構成員ごとに提出すること。）
- ④ 同時に複数のグループの構成員になることはできない。
- ⑤ 単独で申請する者は、本募集において他の共同企業体の構成員になることはできない。

#### 4 プロポーザルに関する手続

##### (1) スケジュール表

現時点において想定するスケジュールは次のとおりであるが、多少前後する場合もある。

| 項目                      | 期日又は期間                          |
|-------------------------|---------------------------------|
| 案件公表（公告）                | 令和6年4月25日（木）                    |
| 参加表明書の提出期間              | 令和6年4月25日（木）<br>～5月9日（木）午後5時必着  |
| 参加資格確認結果通知書の交付          | 令和6年5月10日（金）                    |
| 質問書の提出期間                | 令和6年4月25日（木）<br>～5月9日（木）正午必着    |
| 質問の回答                   | 令和6年5月13日（月）                    |
| 企画提案書類の提出期限             | 令和6年5月10日（金）<br>～5月21日（火）午後5時必着 |
| プレゼンテーション及び<br>ヒアリングの実施 | 令和6年5月27日（月）                    |
| 結果通知                    | 審査後一週間以内                        |
| 契約予定時期                  | 令和6年6月上旬                        |

##### (2) 配布資料

- ① 参加表明書及び誓約書【様式1】
- ② 課税状況等確認に関する承諾書【様式2】
- ③ 会社概要表【様式3】
- ④ 企画提案書類提出書【様式4】
- ⑤ 業務執行体制表【様式5】
- ⑥ 業務実績書【様式6】
- ⑦ 評価項目対照表【様式7】
- ⑧ 質問書【様式8】
- ⑨ 協定書【様式9】

⑩ 委任状【様式10】

⑪ プロポーザル参加辞退届【様式11】

⑫ 参考見積内訳書【様式12】

⑬ 参考資料「久辺三区まちづくり計画」、「令和5年度久辺三区まちづくり計画」

取得方法：①から⑬までの様式は名護市ホームページ内より入手可。

⑬の提供を希望する者は、電子メールにより「9 提出及び問合せ先」へ連絡すること。

(3) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、①の提出期限までに②の提出書類を2部作成し、提出するものとする。

① 提出期限

令和6年5月9日（木）の午後5時まで（必着）

② 参加表明提出書類

別紙1「参加表明提出書類について」参照

③ 提出方法

担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着しなければならない。

※担当課窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間（土・日・祝日を除く。）

(4) 参加資格確認結果通知の交付

参加表明書を提出した者に対し、プロポーザル参加資格決定通知書を交付し、又は参加資格を有していない旨をその理由と併せて通知する。

① 交付日 令和6年5月10日（金）

② 交付方法 郵送（電子メールにて写しを送付）

③ その他

参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた参加表明書の提出者は、その通知を受けた日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに書面によりその理由の説明を求めることができる。その場合、市は書面を受領した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く5日以内に文書により回答するものとする。

(5) プロポーザルに関する質問の受付

プロポーザルに関する質問がある場合、質問書【様式8】を提出すること。口頭による質問は不可とする。

① 受付期間

令和6年4月25日（木）から令和6年5月9日（木）正午まで（必着）

② 提出方法

原則として電子メールにより「9 提出及び問合せ先」へ送付すること。また、送付後には受領の確認のため、送付した旨を電話連絡すること。

③ 回答方法

質問を受けた翌日から数えて2日（開庁日）以内に電子メールにより参加表明書を提出した全員又は企画提案資格者全員に対して回答する。なお、質

疑内容については、令和6年5月13日（月）に名護市ホームページにて公表する。

(6) 企画提案書類の提出

企画提案資格者は、①の提出期限までに②の提出書類を作成し、提出するものとする。

① 提出期限

令和6年5月21日（火）の午後5時まで（必着）

② 企画提案書類

別紙2「企画提案書類について」参照。

③ 提出方法

担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着しなければならない。

※担当課窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間（土・日・祝日を除く。）

④ 申請受理票

企画提案書類の受理後は、申請受理票を交付する。

(7) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

① プレゼンテーション及びヒアリングの実施日は、令和6年5月27日（月）とする。

② プレゼンテーション及びヒアリングの所要時間は、次のとおりとする。

|           |     |
|-----------|-----|
| プレゼンテーション | 20分 |
| 質疑応答      | 15分 |
| 合計        | 35分 |

③ 説明者については、本業務を担当する管理者とし、会場への入室は、説明者を含む3名以内とする。なお、Web会議システムを使用すること（会場外の者に視聴させることを含む）はできない。

④ 説明内容については、提出した企画提案書類をもとに行うこととし、新たに提案を加えること及び別の資料を追加することはできない。

⑤ プレゼンテーションの際にパワーポイントで説明する場合は、企画提案書類の提出時に申し出ることとし、使用する電子データとパソコンは持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、本市で準備する。

⑥ プレゼンテーションの順番は、企画提案書類の受理順とし、指定時間の15分前までに所定の場所で待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合は、失格とする。

⑦ プレゼンテーションの途中において、パソコンの動作不良等が生じた場合のプレゼンテーションの中断、やり直しは委員長が判断する。

⑧ 他の提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。

5 評価方法等

評価方法等については、次のとおりとする。

- (1) 本プロポーザルの実施に当たっては、企画提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる評価を厳正に行った上で、最優秀提案者を選定する。
- (2) 本プロポーザルの評価検討は、市が別に定める「令和6年度久辺三区まちづくり計画策定業務プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。
- (3) 評価項目及び配点は、別紙3「評価項目及び配点」によるものとし、最低基準点を超えたものの内から最も点数の高い提案をしたものを最優秀提案者とする。なお、同点の者があった場合は、委員会で協議の上、最優秀提案者を決定する。
- (4) 最低基準点は78点×委員数とする。
- (5) 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優秀提案者とする。
- (6) 評価結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に通知する。
- (7) 評価の経緯に関する質問には一切応じられない。

## 6 失格要件

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (3) 委員会の委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求める等の不正な接触をした場合
- (4) 本実施要項「2 委託業務概要」の委託上限額を超える金額で参考見積額が提案された場合
- (5) 指定するプレゼンテーション審査開始時間に遅れた場合
- (6) 契約締結までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合
- (7) その他本実施要項に違反した場合

## 7 契約の締結

### (1) 優先交渉権について

- ① プレゼンテーション及びヒアリングにおいて最優秀提案者に選定された者に対して、本業務委託の契約に係る優先交渉権が与えられる。
- ② 優先交渉権が与えられた者（以下「優先交渉者」という。）が提出した企画提案書類の参考見積書の金額を上限として、見積合わせを行い契約書の取り交わしをもって契約の成立とする。
- ③ 最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者を優先交渉者とする。

### (2) 契約手続について

名護市随意契約取扱規定（平成17年訓令1号）に定める随意契約の手続により、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。ただし、本業務に係る補助金申請が不採択となった場合は、契約を締結しないものとする。

### (3) 契約保証金

契約予定者は、契約保証金として、契約額の100分の10の額を契約締結前に納

付しなければならない。ただし、名護市契約規則（昭和48年規則第19号）第26条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

## 8 その他

- (1) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 本市が受領した提出書類については、返却しない。
- (3) 提出された資料の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、選定を行う作業や議会報告等に必要な場合に提案者に承諾なく無償で使用できるものとする。
- (4) プロポーザルの結果(参加業者名及びその総合評価点数)は、提出された企画提案書等を除き原則公開するものとする。  
なお、提出された企画提案書等については、名護市情報公開条例及びその他関連する条例又は規則等に基づき、取り扱う。
- (5) 1事業者当たりの企画提案は、1件までとする。
- (6) 参加表明書を提出した後であっても、辞退届【様式11】を提出することにより参加の辞退を申し出ることができる。この場合において、本案件後の本市の契約に関して不利益な扱いをしないものとする。

## 9 提出先及び問合せ先

名護市 企画部 政策推進課 連携推進係（担当：金城）  
住 所：〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号  
電話番号：0980-53-1212（内線397） F A X：0980-53-6210  
メールアドレス：seisakusuisin@city.nago.lg.jp

(要項 4(3)②関係)

別紙 1 参加表明提出書類について

次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

参加表明提出書類の用紙の大きさはA 4判縦置きを基本とすること。余白は、左25mm以上とし、その他の余白は任意とする。なお、用紙を横置きとする場合、余白は、上25mm以上とし、その他の余白は任意とする。文字は、判読可能な大ききさで表示すること。

(2) 次の書類一式をクリップ留めとし、特段の定めがある場合を除き正本を2部提出するものとする。

【提出書類一覧表】

区分「○」：必ず提出、「※」：該当する者のみ提出

| No. | 提出書類  | 区分 |
|-----|---|----|
| 1   | 参加表明書及び誓約書【様式1】<br>ア 記名及び押印の上、提出すること  | ○  |
| 2   | 会社概要表【様式3】<br>ア 記載は1頁以内とすること<br>イ 任意様式で組織図を添付すること<br>ウ 共同企業体で申請する場合は構成企業ごとに提出すること   | ○  |
| 3   | 登記事項証明書又は登記簿謄本（写し可）<br>ア 3か月以内に発行されたものを提出すること<br>イ 共同企業体で申請する場合は構成企業ごとに提出すること   | ○  |
| 4   | 名護市の各税に関する証明書（写し可。直近2年分）<br>ア 名護市に納税義務がある者のみ提出すること<br>イ 3か月以内に発行されたものを提出すること<br>ウ 共同企業体で申請する場合は構成企業ごとに提出すること                        |    |
| ①   | 名護市税完納証明書（法人）   | ※  |
| ②   | 名護市の法人市民税納税証明書  | ※  |
| ③   | 代表者の名護市税完納証明書<br>エ すべての名護市税が対象  | ※  |
| 5   | 沖縄県の法人事業税（個人事業税）の納税証明書（写し可。直近2年分）<br>ア 沖縄県に納税義務がある者のみ提出すること<br>イ 3か月以内に発行されたものを提出すること<br>ウ 共同企業体で申請する場合は構成企業ごとに提出すること<br>エ 完納証明書は不可 | ※  |
| 6   | 国税納税証明書（写し可）<br>ア 3か月以内に発行されたものを提出すること<br>イ 共同企業体で申請する場合は構成企業ごとに提出すること<br>ウ 法人事業者は様式その3の3<br>エ 個人事業者は様式その3の2                        | ○  |

|   |  |   |
|---|--|---|
| 7 | <p>課税状況等確認に関する承諾書【様式2】</p> <p>ア 法人又は代表者について名護市に納税義務がない場合のみ提出すること</p> <p>イ 共同企業体で申請する場合は構成企業ごとに提出すること</p> | ※ |
| 8 | <p>協定書【様式9】</p> <p>ア 共同企業体として申請する場合のみ提出すること</p> <p>イ 正本1部を提出すること</p>                                     | ※ |
| 9 | <p>委任状【様式10】</p> <p>ア 共同企業体として申請する場合のみ提出すること</p> <p>イ 正本1部を提出すること</p>                                    | ※ |



(要項 4(6)②関係)

別紙 2 企画提案提出書類について

次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

- ① 企画提案提出書類の用紙の大きさはA 4判縦置きを基本とすること。余白は、左右25mm以上とし、その他の余白は任意とする。なお、用紙を横置きとする場合、余白は、上下25mm以上とし、その他の余白は任意とする。文字は、判読可能な大きさで表示すること。
- ② 企画提案書を受領した後の提案内容の追加、修正及び再提出は認めない。ただし、プレゼンテーションの際におけるパワーポイント等による説明については、企画提案書に記載した内容を逸脱しない範囲で可とする。

(2) 提出部数は、次に掲げるとおりとする。

- ① 原本（企画提案提出書類一式）：1部（片面印刷A 4フラットファイル綴じ）
- ② 副本（企画提案提出書類一式）：9部（両面印刷A 4フラットファイル綴じ）

(3) 次の書類を一式とする。なお、参加表明提出書類と共通する書類については、参加表明書類と相違がないものであること。

① 企画提案書類提出書【様式 4】

ア 記名及び押印の上、提出すること。

② 会社概要表【様式 3】

ア 別紙 1「参加表明提出書類について」(2)No. 2 同様。

③ 業務執行体制表【様式 5】

ア 任意の頁数とする。

④ 業務実績書【様式 6】

ア 令和元年度以降に国又は地方公共団体から受託し、本業務の公告日（令和 6 年 4 月 25 日）までに完了した、(1)総合的又は個別分野のまちづくりに関する計画策定業務及び(2)移動・買物分野における実証実験業務（企画、運営及び効果検証を一連の業務として実施したもの）を記載すること。

イ 任意の頁数とする。

ウ 原本、副本のほか、電子メールでWord形式のデータを提出すること。

エ 業務内容を示す仕様書等の資料を添付すること。

⑤ 評価項目対照表【様式 7】

ア 別紙 3「評価項目及び配点について」の各評価項目に対応する企画提案書の頁番号を記入すること。

⑥ 企画提案書【任意様式】

ア 企画提案書には別紙 3「評価項目及び配点について」に掲げる評価基準及び仕様書を踏まえ、以下のことについて具体的に提案すること。

- ・久辺三区の現状及び基本計画を踏まえた本業務の実施方針
- ・業務実施体制
- ・業務の全体スケジュール及び各業務の実施手法

- ・分科会の設置数、各会議の開催回数、検討テーマ及びスケジュール
- ・本事業の周知方法

イ 表紙、目次、裏表紙を除き20頁以内とすること。

ウ A3判用紙を使用する場合、横置きを基本とすること。余白は、左右25mm以上とし、その他の余白は任意とする。また、片面を2頁として扱う。

エ 頁の下部余白に番号を付すこと。

⑦ 参考見積書【任意様式】

ア 本業務における参考見積書を提出すること。また、参考見積書は、本業務に係る全体の経費とし、積算に当たっての根拠等の参考見積内訳書を併せて提出すること。

イ 参考見積内訳書は【様式12】又は【様式12】の項目に基づき作成した任意様式にて提出すること。

(4) 上記(3)で示した書類をフラットファイルに縦置きで①から⑦の順につづり、書類ごとに合紙を挿入して様式名のインデックスを貼付すること。

(5) フラットファイルの表紙上段に本業務名称を、下段に商号（共同企業体として提案する場合は名称）を表記すること。

(要項 5 (3)関係)

別紙 3 評価項目及び配点について

審査に対する評価項目及び評価内容は、次のとおりである。

| 評価項目                      |                 | 評価の着眼点   |    |      |      |      |      | 配点 |
|---------------------------|-----------------|--|----|------|------|------|------|----|
| 1                         | 事業者の実績<br>(10点) | (1) 令和元年度以降に国又は地方公共団体から受託し、完了した総合的又は個別分野のまちづくりに関する計画策定業務の実績があるか。     |    |      |      |      |      | 5  |
|                           |                 | 実績   | 0件 | 1-2件 | 3-4件 | 5-6件 | 7-8件 |    |
|                           |                 | 評点   | 0点 | 1点   | 2点   | 3点   | 4点   | 5点 |
|                           |                 | (2) 令和元年度以降に国又は地方公共団体から受託し、完了した移動・買物分野における実証実験の企画、運営及び効果検証業務の実績があるか。 |    |      |      |      |      | 5  |
|                           |                 | 実績   | 0件 | 1件   | 2件   | 3件   | 4件   |    |
|                           |                 | 評点   | 0点 | 1点   | 2点   | 3点   | 4点   | 5点 |
| 2                         | 実施方針<br>(10点)   | (1) 久辺三区の現状を的確に把握し、基本計画で整理した地域の課題を踏まえた、本業務の目的を達成するための確な実施方針が示されているか。 |    |      |      |      |      | 10 |
| 3                         | 業務実施体制<br>(10点) | (1) 効果的な業務遂行が見込める人員体制が示されているか。                                       |    |      |      |      |      | 5  |
|                           |                 | (2) 業務工程は明確で、期間内に確実な遂行が見込める提案となっているか。                                |    |      |      |      |      | 5  |
| 4                         | 企画提案<br>(90点)   | (1) 各施策の取組を検討する上で必要な情報の収集・整理についての的確で有効な調査手法が提案されているか。                |    |      |      |      |      | 5  |
|                           |                 | (2) 久辺三区のまちづくりの参考となる視察事例を選定するための的確な観点が示されているか。                       |    |      |      |      |      | 5  |
|                           |                 | (3) 各施策における住民ニーズを的確に把握・分析するための効果的な手法が具体的に提案されているか。                   |    |      |      |      |      | 10 |
|                           |                 | (4) 次年度以降の施策展開につながる実現性の高い計画を策定するための効果的な提案があるか。                       |    |      |      |      |      | 10 |
|                           |                 | (5) 実証実験を円滑かつ効果的に実施するための提案があるか。                                      |    |      |      |      |      | 10 |
|                           |                 | (6)-1 実証実験の認知度向上及び利用促進が見込める具体的で効果的な提案があるか。                           |    |      |      |      |      | 10 |
|                           |                 | (6)-2 住民のまちづくりに関する理解を深め、住民主体のまちづくりの推進につながるが見込める具体的で効果的な提案があるか。       |    |      |      |      |      | 15 |
|                           |                 | (7) 委員会等運営を効率的かつ効果的に実施するための具体的な提案があるか。                               |    |      |      |      |      | 10 |
| (8) 本業務の付加価値を高める独自提案があるか。 |                 |  |    |      |      | 15   |      |    |

|   |                   |  |   |
|---|-------------------|--|---|
| 5 | プレゼンテーション<br>(5点) | (1) 説明は簡潔で分かりやすいか。また、委員からの質問に対する応答が迅速かつ明確であるか。 | 5 |
| 6 | 見積価格<br>(5点)      | (1) 配点×(最低見積額/自社の見積額)<br>※小数点以下切り捨てした数値とする。    | 5 |

満点：130